

(2) 一定規模以上の土地の形質変更時の調査命令の創設(第4条)

土地の形質の変更の届出を受けた都道府県知事が、当該土地に土壤汚染のおそれがあると認めるときは、土壤汚染状況調査の実施命令を発出することとしている。

一定規模(3000㎡)以上の形質の変更の届出

以下のすべてに該当する場合は、届出対象外

- ①形質変更の区域外へ土壤搬出せず
- ②形質の変更に伴い周辺への土壤の飛散・流出が生じない
- ③形質変更が深さ50センチ未満 等

汚染のおそれの基準の該当性判断

調査命令の発出

調査実施

○申請事項等

申請書に記載する事項

- ・形質の変更の場所、着手予定日等

申請書への添付書類

- ・形質の変更をしようとする場所を明らかにした書類、他の所有者等の合意書

○汚染のおそれを判断する資料の例

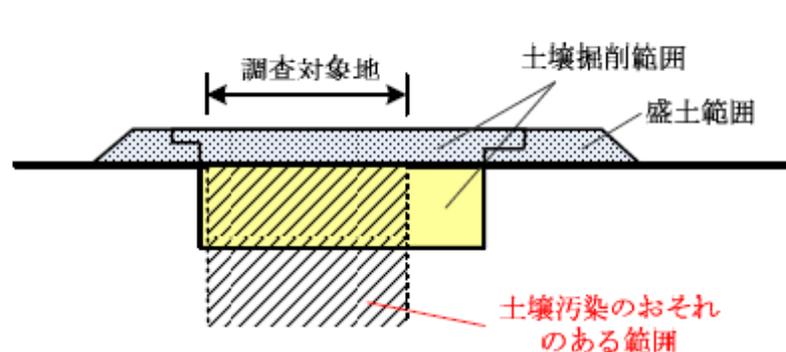
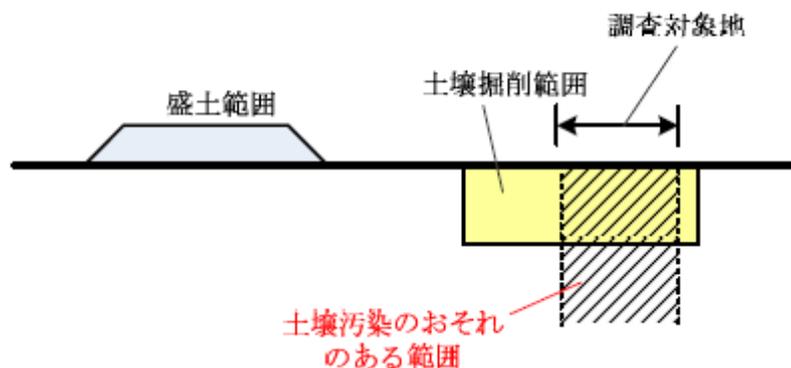
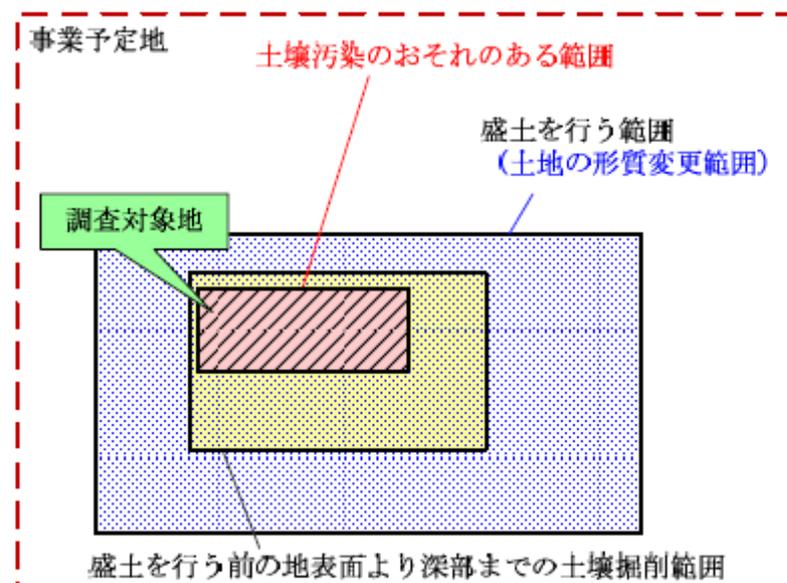
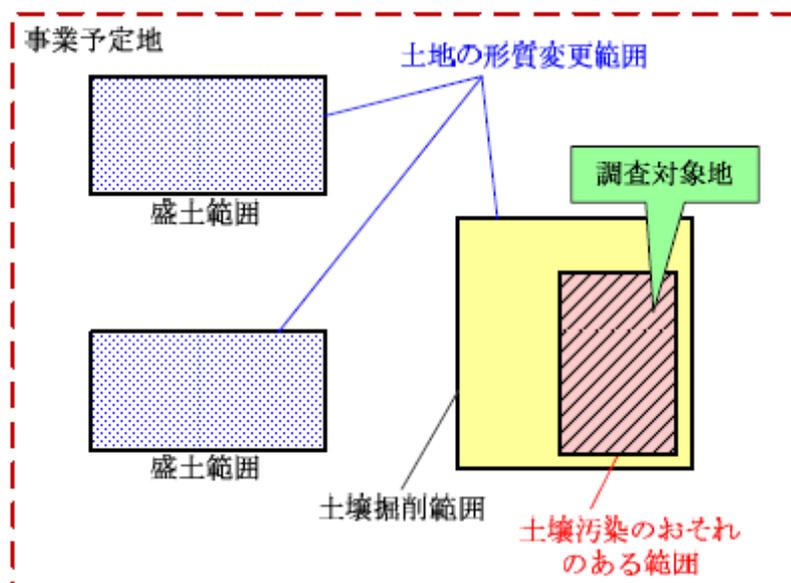
- ①公的な届出資料(法令や条例、要綱により届出が義務付けられているもの)
- ②土地所有者等から自主的に提出された土壤汚染調査・対策報告書

○汚染のおそれを判断する土地基準

- ①特定有害物質による汚染が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地
- ②特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
- ④特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地(環境大臣が定める地下浸透防止措置が講じられている場合を除く)
- ⑤その他②から④までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合

(参考1) 法第4条調査における調査対象地の考え方

○土地の形質の変更をしようとする場所のうち掘削する場所であって、都道府県知事が土壤汚染のおそれがあると認めた土地の範囲

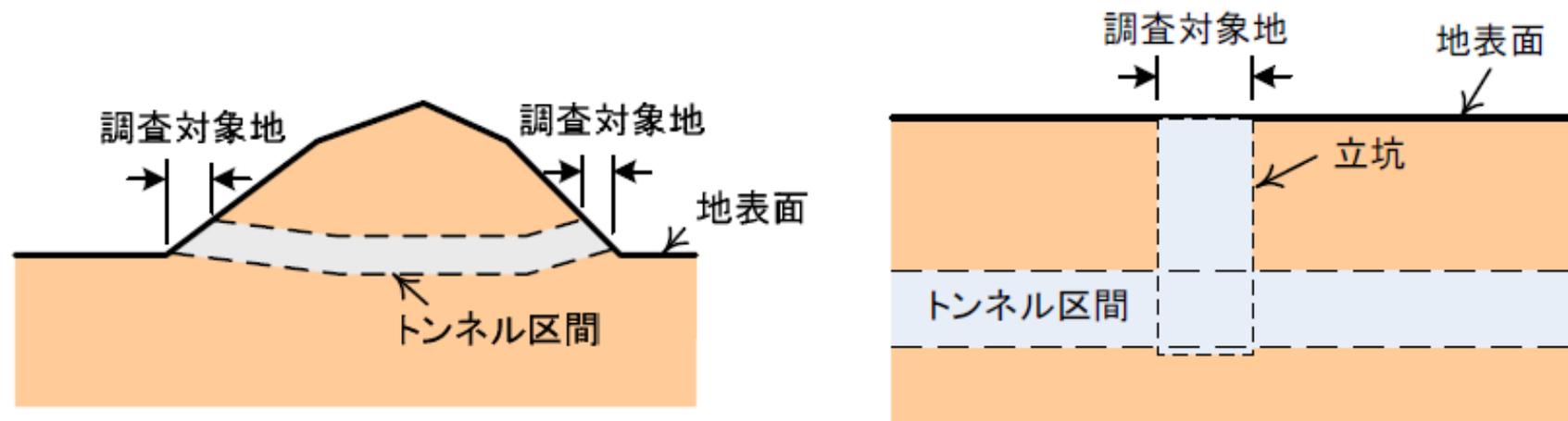


(参考2) 法第4条調査におけるトンネル等の地下掘削 の場合の調査対象地の考え方

○開削部分を平面図に投影した範囲の土地のうち、都道府
県知事が特定有害物質により土壌が汚染されているおそ
れがあると認めた土地の範囲

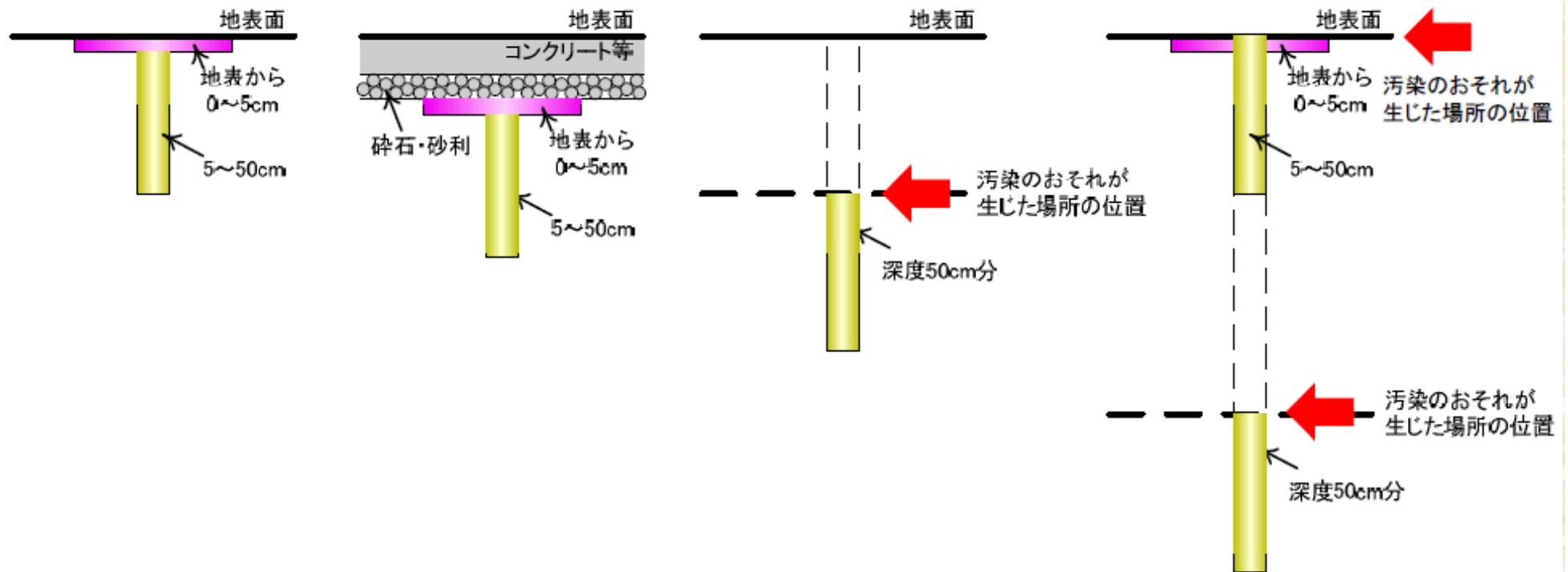
- ▶地下掘削における開削部分
 - ・坑口、立坑及び人坑等の掘削部
 - ・開削トンネル

等



(参考3) 土壌試料(土壌ガス調査を除く)の採取深度 の考え方

○汚染のおそれが生じた場所の位置を考慮して試料採取等
を実施。ただし、深さ10m以内に限られる。



(3) 要措置区域等への指定の申請制度(第14条)

自主調査を実施

指定の申請

都道府県知事
による審査

要措置区域等
に指定

■土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が、土壤汚染の調査方法・結果等を都道府県知事に提出する。

・申請書に記載する事項

①所在地、②試料採取等対象物質、③申請に係る調査の方法及び結果(試料採取地点及び年月日)、④計量証明事業者名、⑤調査実施者の名称等を記載する。

・申請書への添付書類

①周辺地図、②申請場所の図面、③土地所有者等であることを証明する書類(登記事項証明書等)等を添付する。

■土地所有者等から提出された書類により、下記の事項について審査を行う。

①「土地の所有者等本人の申請」であるか。

→登記事項証明書等により審査を行う。

②「他の土地所有者等の合意」があるか。

→提出された合意書等により審査を行う。

③「第3条第1項の調査方法」「公正」によるものか。

→調査結果報告書の内容により審査を行う(汚染のおそれ区分の根拠と結果、メッシュの切り方(間隔)、採取ポイントの設定等による)。

→指定調査機関と土地所有者等の関係について審査を行う(会社法上の親・子会社の関係の有無等の確認)。

■必要に応じ、調査に関する報告又は資料の提出の要求、調査の実施状況の検査を行う。

■都道府県知事は、要措置区域等の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

・第14条によって指定された要措置区域等にあつてはその旨を記載する。

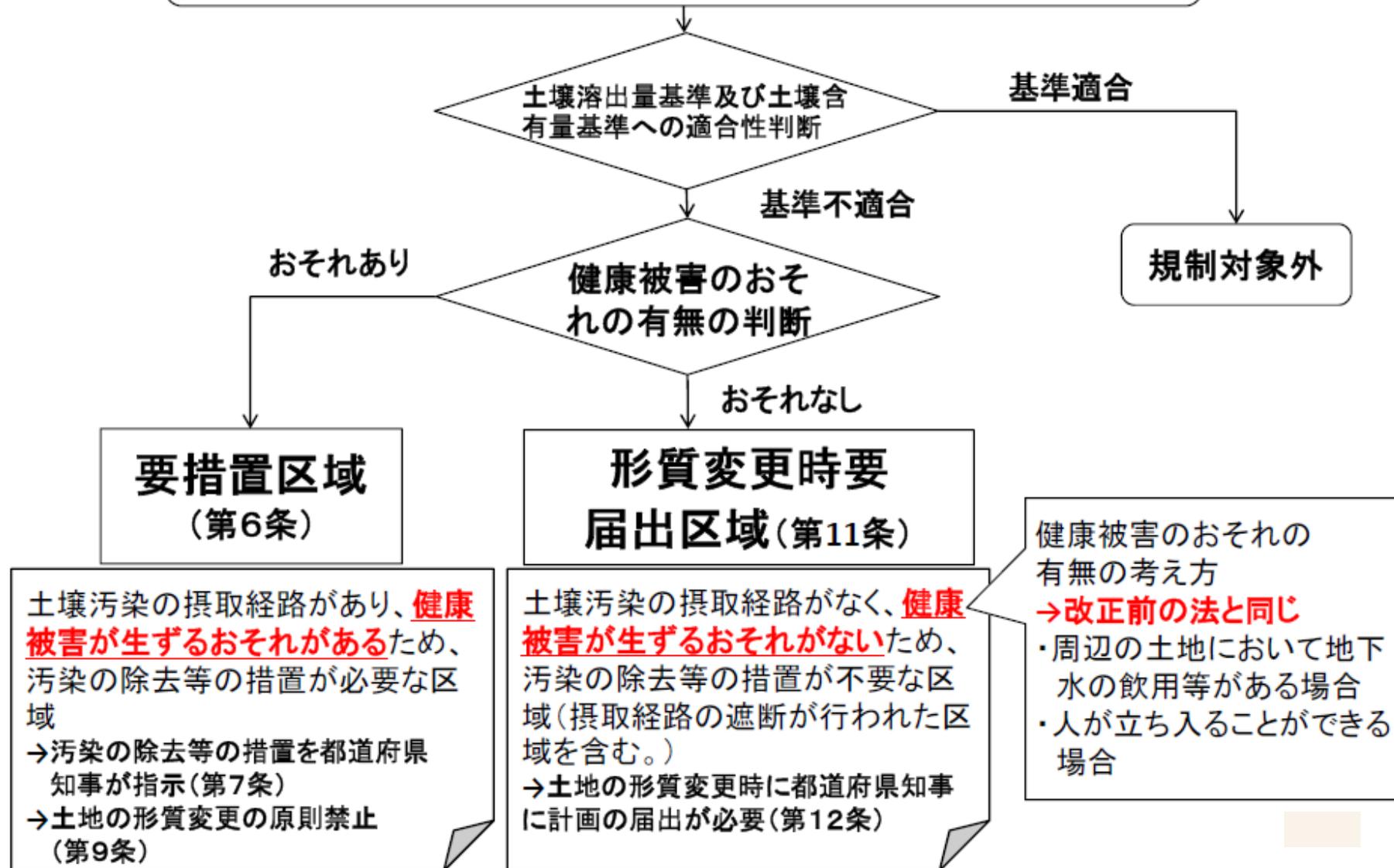
改正土壌汚染対策法のポイント その2

規制対象区域の分類等による 講ずべき措置の内容の明確化

- 区域の分類化と必要な対策の明確化
 - ・盛土、封じ込め等の措置が必要な区域（要措置区域）
※都道府県知事が必要な措置を指示
措置後は、形質変更時要届出区域に指定又は解除
 - ・土地の形質の変更時に届出が必要な区域
（形質変更時要届出区域）
※人体への摂取経路の遮断が確保された区域

(1)「要措置区域」「形質変更時要届出区域」の指定プロセス

土壤汚染状況調査結果の行政への報告



(2) 指示措置の内容等について

- 基本的には、改正前の規則において土地の汚染状態ごとに定められている「原則として講ずべき措置」を、改正後の「指示措置」とする(ただし、「原位置封じ込め」については、土地に存する地層により適用ができない場合があるので、その場合には「遮水工封じ込め」を指示措置とすることとする。)
- 操業中の工場など土壌の掘削を伴う封じ込め措置が困難な場合への対応として、汚染地下水の揚水とモニタリングにより敷地外への汚染地下水の拡大を防止する措置を、新たに汚染の除去等の措置として位置づける。
- 土壌汚染の除去(掘削除去)が指示措置とされる場合を砂場等に限定。

①土壌含有量基準超過の汚染が存在する土地の場合

	改正前(【 】内は該当する規則の条項号)	改正後	
		指示措置	同等の措置
砂場等	汚染の除去。【27①一】 ただし、所有者が求めたときは、舗装又は立入禁止。【27②】 また、所有者&原因者が求めたときは、土壌汚染の除去又は土壌入替え。【27③】	土壌汚染の除去	舗装、立入禁止
盛土では支障がある土地	土壌入替え。【27①二】 ただし、所有者が求めたときは、舗装又は立入禁止。【27②】 また、所有者&原因者が求めたときは、土壌汚染の除去。【27③】	土壌入換え	舗装、立入禁止、土壌汚染の除去
上記以外	盛土。【27①三】 ただし、所有者が求めたときは、舗装又は立入禁止。【27②】 また、所有者&原因者が求めたときは、土壌汚染の除去又は土壌入替え。【27③】	盛土	舗装、立入禁止、土壌入換え、土壌汚染の除去